

定 款

平成18年9月28日修正

株式会社 松江情報センター

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第1条 本会社は、株式会社松江情報センターと称する。

(目的)

第2条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータシステムを利用した情報ネットワークによる情報処理および情報提供業務
2. 電子計算機等による情報処理、加工業務および情報通信業務
3. 前2号に掲げる業務を遂行するに必要な試験研究
4. 電気通信設備を利用した各種情報の収集、処理および販売に関する業務
5. 第1号、第2号および第4号に関連する宅内機器販売、賃貸業務、取付工事および保守業務
6. 情報化推進に関する普及促進業務
7. 損害保険代理業務
8. 出版、販売業務
9. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本会社は、本店を松江市におく。

(公告方法)

第4条 本会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 本会社の発行可能株式総数は、16,400株とする。

第6条 削除

(株券の発行)

第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。

- 2 本会社の発行する株券はすべて記名式とし、株券の種類は1株券、5株券、10株券、100株券、500株券の5種類とする。

(株式の取扱)

第8条 株式の名義書換、信託財産の表示又は抹消、質権の登録又は抹消、株券の再発行その他株式に関する手続および手数料については、取締役会で定める株式取扱規則による。

(基準日)

第9条 本会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主または質権者として権利を行使すべき者を確定するためその他必要があるときは、取締役会の決議により、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録質権者とすることができる。この場合には、その基準日を2週間前に公告するものとする。

(株式の譲渡制限)

第10条 株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第11条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。

(招集者および議長)

第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づいて取締役社長がこれを招集し、その議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

(通常決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数によってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、本会社の他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、代理権を証する書面を本会社に提出しなければならない。

ただし、2名以上の代理人を総会に出席させることはできない。

第4章 取締役、監査役および取締役会

(取締役の員数および監査役の設置)

第15条 本会社の取締役は15名以内とする。

2 本会社は、監査役を置くものとし、その員数は3名以内とする。

(選任)

第16条 取締役および監査役は、株主総会において議決権を行使することができる総株主の議決権総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第17条 取締役および監査役の任期は次の通りとする。

1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期満了前に退任した取締役又は監査役の補欠として選任された取締役又は監査役の任期は、退任した取締役又は監査役の任期が満了すべき時までとする。
4. 増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と同一とする。

(役付取締役および代表取締役)

第18条 取締役会の決議によって取締役会長、取締役社長各1名および専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

2 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

(常勤監査役)

第19条 監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(報酬)

第20条 取締役および監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役会の設置、招集権者および議長、取締役会の招集通知)

第21条 本会社は、取締役会を設置する。

2 取締役会は取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに任ずる。

3 取締役会の招集通知は、会日の5日前までに各取締役および各監査役に発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、更にこれを短縮することができる。

(取締役会規則)

第22条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めがあるもののほか、取締役会で定める取締役会規則による。

(顧問および相談役)

第23条 本会社は、取締役会の決議によって顧問および相談役を置くことができる。

第5章 計算

(事業年度および決算期)

第24条 本会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。

(剰余金の処分)

第25条 本会社の剰余金は、法令に定めるもののほか、株主総会の決議によってこれを処分する。

(剰余金の配当)

第26条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者または信託財産の受託者に支払うものとする。

2 前項の剰余金が、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、本会社はその支払義務を免れるものとする。

付則

(設立に際して発行する株式)

第27条 本会社の設立に際して発行する株式の総数は、額面株式5,600株とし、その発行価格は1株につき5万円とする。

(最初の事業年度)

第28条 本会社の最初の事業年度は、会社設立の日から昭和62年3月31日までとする。

(設立費用)

第29条 本会社の負担に帰すべき設立費用は2千万円以内とする。

(最初の取締役および監査役の任期)

第30条 最初の取締役および監査役の任期は、選任後第1回の定時株主総会の終結の時までとする。

(発起人の氏名、住所および引受株式数)

第31条 本会社の発起人の氏名、住所および引受株式数は、次のとおりであり、引受価額はいずれも1株につき5万円とする。

(住所) 松江市末次町86番地

(氏名) 松江市 市長

中村 芳二郎

額面株式2,000株

(住所) 島根県飯石郡吉田村大字吉田村2407番地

(氏名) 田部 長右衛門

額面株式 600株

(住所) 松江市西川津町721番地

(氏名) 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役

土居 靖周

額面株式 380株

(住所) 松江市魚町53番地6
(氏名) 山陰総合リース株式会社 代表取締役
細木 秀夫 額面株式 520株

(住所) 松江市白潟本町18番地
(氏名) 株式会社山陰合同銀行 代表取締役
深野 和夫 額面株式 280株

(住所) 松江市西津田町三丁目5番16号
(氏名) 松江湖南農業協同組合 理事
廣江 敏郎 額面株式 68株

(住所) 松江市雑賀町506番地
(氏名) 石倉 孝昭 額面株式 20株

以上株式会社松江情報センターを設立するためこの定款を作成し、発起人は以下に記名捺印する。

昭和61年3月3日

発起人 松江市 市長
中村 芳二郎

発起人 田部 長右衛門

発起人 山陰中央テレビジョン放送株式会社 代表取締役
土居 靖周

発起人 株式会社山陰合同銀行 代表取締役
深野 和夫

発起人 山陰総合リース株式会社 代表取締役
細木 秀夫

発起人 松江湖南農業協同組合 理事
廣江 敏郎

発起人 石倉 孝昭

附 則

第17条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。

(昭和61年 3月 3日制定)

(平成 4年12月18日改正)

(平成 7年 6月21日改正)
(平成10年 6月23日改正)
(平成15年 6月17日改正)
(平成16年 4月28日改正)
(平成16年 6月24日改正)
(平成18年5月1日整備法に基づき平成18年9月28日修正)